

平成 27 年 1 月 30 日
福祉部介護保険課

第 6 期介護保険事業計画期間の介護保険料（案）について

- 1 人口・認定者数の推計（増減数、増減率はいずれも平成 26 年度比）
- (1) 65 歳以上人口は、平成 29 年度に 8,190 人増（5.5%増）、平成 37 年度には 11,910 人増（8.0%増）と見込んでいる。
- (2) 要介護・要支援認定者数は、平成 29 年度に 3,708 人増（12.5%増）、平成 37 年度には 9,854 人増（33.2%増）と見込んでいる。

（単位：人）

	26 年度	第 6 期計画期間			平成 37 年度 (2025 年度)
		27 年度	28 年度	29 年度	
総人口	711,212	714,656	715,981	717,067	717,215
65 歳以上	148,225	152,444	154,906	156,415	160,135
認定者数	29,673	30,915	32,155	33,381	39,527

認定者数には第 2 号被保険者を含む。

- 2 介護サービス費の推計（増減数、増減率はいずれも平成 26 年度比）
- (1) 居宅サービス費（平成 29 年度：約 4.6 億円の減（ 1.7% ））
- 平成 27 年 4 月からの「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業に移行する（約 13 億円）。
- 平成 28 年 4 月に小規模通所介護が地域密着型サービスに移行する（約 38 億円）。
- (2) 施設サービス費（平成 29 年度：約 11.5 億円の増（9.7%増））
- 第 6 期期間において、特別養護老人ホームを 340 床、介護老人保健施設を 396 床増床する計画に基づき利用者増を見込んでいる。
- (3) 地域密着型サービス費（平成 29 年度：約 51.7 億円の増（177%増））
- 平成 27 年度から「複合型サービス」を新規に開始する。
- 平成 28 年度から小規模通所介護が地域密着型サービスに移行する（約 38 億円）。
- 地域密着型サービスをさらに充実し、3 割程度の利用者増を見込んでいる。
- (4) その他
- 介護報酬全体で 2.27%を見込んでいる。
- 平成 27 年 8 月より、一定以上所得者の利用者負担が 2 割になることに伴う給付費の減を見込んでいる（約 0.8%～ 1.2%）。

（単位：百万円）

	26 年度	第 6 期計画期間			平成 37 年度 (2025 年度)
		27 年度	28 年度	29 年度	
居宅サービス費	27,172	27,844	25,449	26,712	33,787
施設サービス費	11,786	12,160	12,524	12,931	15,782
地域密着型サービス費	2,910	3,494	7,465	8,075	10,332
合計	41,868	43,498	45,438	47,718	59,901

3 地域支援事業費（増減数、増減率はいずれも平成 26 年度比）

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費（平成 29 年度：約 14.2 億円の増（約 11.5 倍））
平成 27 年度から「介護予防・生活支援サービス事業」を開始し、介護予防訪問介護および介護予防通所介護を地域支援事業として実施する（約 13 億円）。
- (2) 包括的支援事業費（平成 29 年度：約 3 億円の増（42.9%増））
平成 27 年度から、在宅医療・介護連携施策、認知症施策、生活支援サービスの体制整備の施策を充実する。
- (3) 任意事業費（平成 29 年度：約 0.3 億円の増（6.4%増））

（単位：百万円）

	26 年度	第 6 期計画期間			平成 37 年度 (2025 年度)
		27 年度	28 年度	29 年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費 (介護予防事業費)	135	1,453	1,478	1,559	2,076
包括的支援事業費	707	975	975	1,010	1,024
任意事業費	388	386	399	413	440
合 計	1,230	2,814	2,853	2,982	3,540

4 第 6 期計画期間に要する介護給付費等の見込み

- (1) 特定入所者介護サービス費（補足給付）
平成 27 年 8 月から、補足給付の支給要件に、預貯金等の資産要件が追加されることに伴う給付額の減を見込んでいる。
- (2) 高額介護等サービス費
平成 27 年 8 月から、一定以上の所得者の一月当たりの自己負担額の上限額が引き上げられることに伴う給付額の減を見込んでいる。
- (3) 審査支払手数料
平成 27 年度から、一件当たりの単価を 60 円（ 16 円）と見込んでいる。

（単位：百万円）

	26 年度	第 6 期計画期間			平成 37 年度 (2025 年度)
		27 年度	28 年度	29 年度	
介護給付費	41,868	43,498	45,438	47,718	59,901
地域支援事業費	1,230	2,814	2,853	2,982	3,540
特定入所者介護サービス費	1,217	1,320	1,409	1,504	1,738
高額介護等サービス費	1,026	1,264	1,356	1,455	1,665
審査支払手数料	56	47	51	55	61
合 計	45,397	48,943	51,106	53,714	66,906

5 第6期介護保険事業経費および必要な保険料額

(1) 第1号被保険者の保険料で賄うべき額 (B)

第6期計画期間における、第1号被保険者の負担割合は、総経費の22%を基本として計算する。(ただし、総経費(A)には、区が全額負担する経費が含まれていることや、自治体ごとに国庫負担の割合等が異なるため、総経費の22%と同額とはならない。)

(2) 練馬区介護保険給付費準備基金取崩額 (C)

練馬区介護保険給付費準備基金は、平成12年度の介護保険制度開始以来、第1号被保険者の保険料の残額を積み立てた基金。第6期における第1号被保険者の保険料負担の軽減を図るため、平成26年度末の残額見込みの全額(6億円)を取り崩して充当する。

(単位:百万円)

	27年度	28年度	29年度	第6期合計
総経費(A)	48,943	51,106	53,714	153,763
第1号被保険者の保険料で賄うべき額(B)	10,797	11,268	11,832	33,897
練馬区介護保険給付費準備基金取崩額(C)	600			
必要な保険料額 B - C	33,297			

6 第6期介護保険料基準額(案)

	第5期	第6期	増減	
月額	5,240円	5,825円	585円	11.2%
年額	62,880円	69,900円	7,020円	

7 第6期計画における第一号被保険者の介護保険料設定の考え方

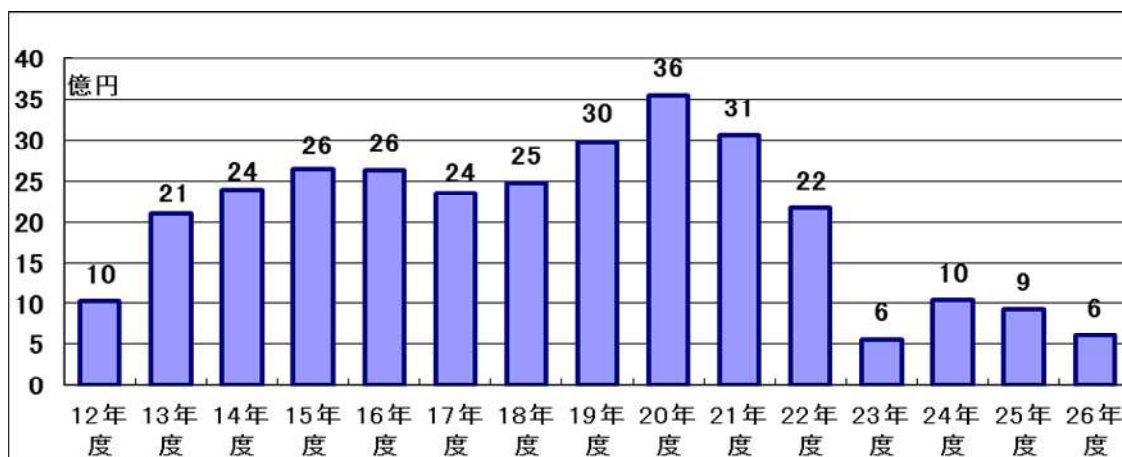
第6期における介護保険料は、以下の基本的な考え方と留意点を踏まえ設定した。

基本的な考え方

- (1) 介護サービスが十分に行われる状態を目指し、施設整備・サービスの充実を推進する
- (2) 対象者の的確な把握・収納対策強化等により、財源確保に努める
- (3) 介護給付費準備基金の活用により、介護保険料の上昇を抑制する

<練馬区介護給付準備基金(年度末残高の推移)>

(単位:億円)



(4) 被保険者の負担能力に応じた保険料設定とする

低所得者対策

(ア) 特例段階の継続

第5期計画で、低所得者対策として特例で設けていた特例第3段階および特例第4段階を継続し、それぞれ新第2段階、新第4段階として設定し、料率も維持する。

第5期		第6期	料率
第1段階		新 第1段階	0.50
第2段階			
特例第3段階		新 第2段階	0.60
第3段階		新 第3段階	0.70
特例第4段階		新 第4段階	0.80
第4段階		新 第5段階	1.00

(イ) 生計困難世帯への減額の特例の継続

生計困難世帯に対する介護保険料の減額の特例を引き続き実施する。

所得に応じた累進性の強化

(ア) 合計所得金額1,000万円以上の所得基準および料率の見直し

合計所得金額1,000万円以上の所得基準の見直しを行い、あわせて所得段階に応じた料率の見直しを行う。

第5期		第6期	
段階	所得基準【料率】	段階	所得基準【料率】
第12	合計所得金額	新第13	合計所得金額1,000万円～1,500万円 【2.60】
	1,000万円以上 【2.20】	新第14	合計所得金額1,500万円～2,000万円 【2.80】
		新第15	合計所得金額2,000万円以上 【3.00】

(イ) 基準段階（新第5段階）以降の各段階の料率の見直し

新第6段階以降の各段階について、所得段階に応じた料率の見直しを行う。

段階	所得基準	料率	
		第5期	第6期
新第6	125万円未満	1.10	1.13
新第7	125万円以上 200万円未満	1.22	1.28
新第8	200万円以上 300万円未満	1.35	1.49
新第9	300万円以上 400万円未満	1.49	1.68
新第10	400万円以上 600万円未満	1.65	1.88
新第11	600万円以上 800万円未満	1.82	2.10
新第12	800万円以上 1,000万円未満	2.00	2.33
新第13	1,000万円以上 1,500万円未満	2.20	2.60
新第14	1,500万円以上 2,000万円未満		2.80
新第15	2,000万円以上		3.00

留意すべき事項

- (1) 第 1 号被保険者数および要介護認定者数の増加に伴う介護給付費の増加
- (2) 介護サービス事業の報酬改定による介護給付費の減
- (3) 第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の負担割合の変更に伴う第 1 号被保険者負担の増加
- (4) 介護給付費準備基金残高の大幅な減少
- (5) 新たな公費負担による低所得者に対する保険料負担の軽減

介護保険法改正に伴い、平成27年4月から、新たな公費負担により区市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方を対象に、保険料負担の軽減を行うこととなった。必要となる公費の負担割合は、国が50%、都と区がそれぞれ25%ずつと定められている。

この制度による軽減対象者と軽減後の額は、介護保険法施行令に基づき、区が条例で定めることとなる。一方、当該施行令は国の予算編成と連動するため、平成27年3月末ごろに施行予定となっている。このため、区条例案は、低所得者を対象に「保険料を軽減できる旨」の規定を定め、具体的な軽減後の額は規則に委任し、施行令施行後に規則を定め、平成27年4月1日から適用することで対応する。

< 規則で定める軽減後の額 (予定) >

段階	条例改正案	規則改正案	減額額
	年額保険料額	減額後年額保険料額	公費負担軽減額
新第 1	34,950円 (基準額 × 0.50)	31,460円 (基準額 × 0.45)	3,490円 (基準額 × 0.05)

8 第 6 期介護保険料が上昇する要因

第 6 期の基準月額保険料は、以下の要素を差し引きした結果、第 5 期の基準額から月額 585 円上昇したものである。

(1) 上昇につながる要素 合計 1,220 円

給付費の増 800 円

(ア) 利用者の増加に伴う自然増 640 円

(イ) 区の施策に基づく介護サービスの充実 160 円

施設サービスの充実 90 円

- ・ 特別養護老人ホーム (340 床)

- ・ 介護老人保健施設 (396 床)

特別養護老人ホーム 340 床は、いずれも平成 29 年度中の整備完成を予定しており、6 期計画期間における保険料への影響は、約 110 床の利用者数の増加分を見込んでいる。

介護老人保健施設 396 床は、平成 27 年度中の 2 施設のほかは平成 29 年度中の完成を予定しており、6 期計画期間における保険料への影響は、約 210 床の利用者数の増加分を見込んでいる。

地域密着型サービスの充実 70 円

- ・ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (72 人増)

- ・ 小規模多機能型居宅介護 (64 人増)

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (50 人増)

- ・ 複合型サービス (116 人増)

第1号被保険者負担割合の変更(21%→22%) 270円
第5期において、基金の活用により保険料を抑制した額 150円
(ア)練馬区介護給付費準備基金(3.7億円) 80円
(イ)東京都介護保険財政安定化基金(3.5億円) 70円

(2) 上昇抑制につながる要素 合計 635円

一定以上所得者の費用負担の見直しによる給付費の減 50円
練馬区介護給付費準備基金の活用(6億円) 110円
第6段階以上の料率の引上げ 140円
報酬改定 120円
(ア)介護報酬全体の減額(2.27%)
(イ)介護従事者の処遇改善に伴う地域加算見直し(18%→20%)
第1号被保険者の増加等 215円

9 第5期と第6期における介護保険料の比較

第5期(平成24～26年度)

段階	対象者	保険料	
		上段:料率	中段:年額 下段:月額
第1	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税	0.50	31,440円 (2,620円)
第2	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.50	31,440円 (2,620円)
特例第3	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 80万円～120万円	0.60	37,730円 (3,140円)
第3	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 120万円～	0.70	44,020円 (3,660円)
特例第4	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.80	50,310円 (4,190円)
第4	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 80万円～	1.00	62,880円 (5,240円)
第5	・本人:区民税課税 ・合計所得金額 ~125万円	1.10	69,170円 (5,760円)
第6	・合計所得金額 125万円～200万円	1.22	76,720円 (6,390円)
第7	・合計所得金額 200万円～300万円	1.35	84,890円 (7,070円)
第8	・合計所得金額 300万円～400万円	1.49	93,700円 (7,800円)
第9	・合計所得金額 400万円～600万円	1.65	103,760円 (8,640円)
第10	・合計所得金額 600万円～800万円	1.82	114,450円 (9,530円)
第11	・合計所得金額 800万円～1,000万円	2.00	125,760円 (10,480円)
第12	・合計所得金額 1,000万円以上	2.20	138,340円 (11,520円)

第6期(平成27～29年度)案

段階	対象者	条例改正案		対象者人数	規則改正案	
		保険料	5期からの増減		保険料	5期からの増減
				152,113人		
新第1	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税 ・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.50	11.2%	30,867人	0.45	0.1%
		34,950円 (2,910円)	(3,510円) (290円)	20.3%	31,460円 (2,620円)	(20円) (0円)
新第2	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 80万円～120万円	0.60	11.2%	8,745人		
		41,940円 (3,490円)	4,210円 (350円)	5.7%		
新第3	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 120万円～	0.70	11.2%	9,945人		
		48,930円 (4,070円)	4,910円 (410円)	6.5%		
新第4	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.80	11.2%	21,776人		
		55,920円 (4,660円)	5,610円 (470円)	14.3%		
新第5	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 80万円～	1.00	11.2%	14,471人		
		69,900円 (5,825円)	7,020円 (585円)	9.5%		
新第6	・本人:区民税課税 ・合計所得金額 ~125万円	1.13	14.2%	15,961人		
		78,990円 (6,580円)	9,820円 (820円)	10.5%		
新第7	・合計所得金額 125万円～200万円	1.28	16.6%	17,557人		
		89,480円 (7,450円)	12,760円 (1,060円)	11.5%		
新第8	・合計所得金額 200万円～300万円	1.49	22.7%	13,587人		
		104,160円 (8,680円)	19,270円 (1,610円)	8.9%		
新第9	・合計所得金額 300万円～400万円	1.68	25.3%	6,353人		
		117,440円 (9,780円)	23,740円 (1,980円)	4.2%		
新第10	・合計所得金額 400万円～600万円	1.88	26.7%	5,246人		
		131,420円 (10,950円)	27,660円 (2,310円)	3.4%		
新第11	・合計所得金額 600万円～800万円	2.10	28.3%	2,165人		
		146,790円 (12,230円)	32,340円 (2,700円)	1.4%		
新第12	・合計所得金額 800万円～1,000万円	2.33	29.5%	1,228人		
		162,870円 (13,570円)	37,110円 (3,090円)	0.8%		
新第13	・合計所得金額 1,000万円～1,500万円	2.60	31.4%	1,660人		
		181,740円 (15,140円)	43,400円 (3,620円)	1.1%		
新第14	・合計所得金額 1,500万円～2,000万円	2.80	41.5%	773人		
		195,720円 (16,310円)	57,380円 (4,790円)	0.5%		
新第15	・合計所得金額 2,000万円～	3.00	51.6%	1,779人		
		209,700円 (17,470円)	71,360円 (5,950円)	1.2%		